## 公益社団法人静岡県薬剤師会職員退職手当規程

平成 24 年 4月 12 日 制定 平成 26 年 3月 13 日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会給与規程第13条の規定に基づき、職員の退職 手当の支給に関し必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、職員が1年以上在籍し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して支給する。
  - (1) 自己の都合により退職する場合
  - (2) 疾病又は傷病のため辞職した場合
  - (3) 在職中に死亡した場合
  - (4) 県薬の解散その他やむを得ない業務上の都合により退職した場合
  - (5) 定年により退職した場合
- 2 在職中に死亡した場合は、退職手当は、その遺族に対して支給する。
- 3 公益社団法人静岡県薬剤師会就業規程第 44 条第1項第4号に基づき懲戒免職処分により解雇 された者には、退職手当は支給しない。

(退職手当の支給額)

- 第3条 退職手当の額は、退職時の基本給に、その者の勤続期間を次の各号の区分に応じて、当該 各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間は、1年につき100分の100
  - (2) 11年以上15年以下の期間は、1年につき100分の110
  - (3) 16年以上25年以下の期間は、1年につき100分の160
  - (4) 26 年以上 30 年以下の期間は、1 年につき 100 分の 120
  - (5) 31年以上の期間は、1年につき 100分の 110
- 2 前項に規定する者のうち、業務上の傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
  - (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
  - (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90
- 3 特定退職金共済制度(以下「特退共」という。)加入の職員(被共済者)に支給される特退共 による退職一時金の額は、前2項に定めるところによって計算された額に含まれるものとする。 なお、特退共から支給される額が、前2項に定めるところによって計算された額を超えるときは、 その額をもって、当該職員の退職手当の額とする。

(退職手当の加算)

- 第4条 第2条第1項第2号及び第3号による退職が業務上の事由によるものであるときは、同条 第1項第5号に規定する退職に準ずる者とする。
- 2 会長は、職員が在職中、特に功績が顕著であったと認められるときは、所定の退職手当のほか、 理事会の同意を経て予算の範囲内において特別功労金を支給することができる。

(退職手当の減額)

第5条 在職期間中、勤務成績が不良であった者には、会長は、所定の退職手当の30%を超えない 範囲内において、退職手当を減額して支給することができる。

(勤続期間の計算)

- 第6条 退職手当の算定となる勤続期間は、県薬の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。
- 2 前項の勤続期間中に、欠勤、休職、停職等により勤務しなかった期間があるときは、その期間を除算する。
- 3 第1項により算出した勤続期間に、1年未満の端数があるときは、その期間が1箇月以上3箇月未満のときはこれを3箇月、3箇月以上6箇月未満のときは6箇月、6箇月以上であるときはこれを1年に切り上げて計算する。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会(昭和 46 年 12 月 5 日静岡県知事許可。以下「旧法人」という。) の職員であった者が、継続して公益社団法人静岡県薬剤師会(以下「新法人」という。)の職員となった場合のその者の勤続期間の計算は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、旧法人の勤続期間の始期から新法人の職員として在職していたものとみなす。

附則

この規程は、平成26年3月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。